

農業者年金給付関係の 諸変更等事務の概要

〔目次〕

【農業者年金死亡関係届出書について】	2
死亡に関する届出について	3
提出書類	4
未支給年金	5
未払いの理由	6
年金の支給期日	7
支払記録を見る場合の注意点	8
農業者年金記録管理システムの「支払記録」画面	9
旧制度受給者の死亡一時金	10
新制度受給者の死亡一時金	11
死亡一時金有無の確認方法	12
未支給年金、死亡一時金の支給要件	13
死亡一時金及び未支給年金の請求順位及び請求できる範囲	14
未支給年金、死亡一時金の支給要件(詳細)	15、16
非同一生計証明とは	17
農業者年金死亡関係届出書その他注意点	18～20
添付書類:戸籍謄抄本及び住民票の写しの原本証明に関して	21
JAでの原本証明の例	22
農業委員会での原本証明の例	23
法定相続情報証明制度について	24
死亡関係届出書提出時のチェックポイント	25
【支払保留について】	26
年金給付の支払保留の活用に関して	27、28
【農業者年金住所 氏名 性別変更・訂正届出書、整理番号訂正届出書について】	29
氏名や住所の変更手続きについて	30、31
【農業者年金受給権者金融機関(口座番号)変更届について】	32
年金給付の払渡しの方法等の変更手続きについて	33、34
【本日必ず覚えていただきたいこと】	35～37
【皆様へのお願い】	38～40

農業者年金死亡関係届出書

(様式第K31号の1または様式第K31号の2)

について

◎ 死亡に関する届出について

(様式第K31号の1) 処理コード 9450 01		新制度(R05)	
農業者年金死亡関係届出書			
裏面の注意事項をよく読み、太枠内を漏れのないように記入してください。(3)欄と(4)欄は該当する欄を必ず記入してください。 また、裏面に記載している添付書類が必要ですので添付してください。			
(1)該当する箇所を○で囲んでください。		(2)該当する箇所を○で囲んでください。	
死亡した者		死亡に関する届出	
・被保険者		・死亡	
・受給権者		・未支給	
・一時金			
(3) 農業者年金被保険者の記号番号			
(4) 農業者年金被保険者の記号番号			
(5) (フリガナ) 死亡した者の氏名			
(6) 死亡した者の生年月日			
(7) 死亡した者の性別			
(8) 請求年月日 (JA受付年月日)			
(9) 死亡した年月日			
(10) (フリガナ) 届出者又は請求者氏名			
(11) 死亡した者との続柄			
(12) (フリガナ) 届出者又は請求者住所			
農業者年金未支給年金・死亡一時金を請求する場合は、下記(13)欄を記入し、金融機関から(14)欄のいずれかにチェックを受けてください。 農業者年金被保険者死亡届出書及び農業者年金受給権者死亡届出書のみの場合は必要ありません。			
(13) ① 公金受取口座を利用する ☐ ② 振込口座を指定する ☐			
(14) 口座番号等詳細欄 (どちらかにチェックを受けてください)			
(15) JA・銀行等			
(16) 農業者年金基金ホームページの手続き・届出の該当様式参照			
(17) JA記入欄			
(18) 農業者年金基金ホームページの手続き・届出の該当様式参照			
(19) 基金記入欄			

〈様式の選択方法〉

・様式第K31号の1

→新制度のみ加入していた方
→新制度及び旧制度両方加入していた方

・様式第K31号の2

→旧制度のみ加入していた方

〈届出できる内容〉

- ・死亡届
- ・未支給年金請求
- ・死亡一時金裁定請求

【農業者年金基金ホームページの手続き・届出の該当様式参照】

◎ 提出書類

1. 農業者年金死亡関係届出書
(様式第K31号の1または様式第K31号の2)
2. 農業者年金証書
(紛失している場合は、農業者年金証書紛失届(給付-4))
3. 受給者の死亡日が確認できる書類
(戸籍、住民票等)。
4. 受給者と請求者の続柄が確認できる書類
(戸籍等)。※
5. 同一生計であることが確認できる書類。※
6. その他、先順位者の状況が確認できる書類等。※

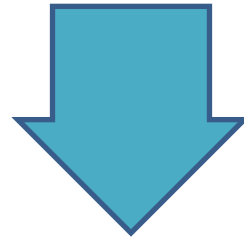
※ 4～6は未支給年金、死亡一時金を請求する場合

◎ 未支給年金

■ 年金を受けられる期間

日割りではありません！

受給権発生の翌月から死亡した月分まで



未支給年金とは、

受給者が死亡した月までの年金で
未払いの年金

◎ 未払いの理由

- JA・農業委員会からの連絡による支払保留
- 死亡などによる口座凍結による振込不能
- 現況届の未提出による差止 など

〔例〕 令和7年3月7日死亡

状況	2月定期入金済み	5月定期支払(2月～4月分)の内訳		
		2月分	3月分 ▼死亡月	4月分
①死亡後すぐ3月に支払保留処理		未 支 給		_____
②5月に入金されてしまった場合		支 払 済 み		過払い
③金融機関で口座凍結、5月支払いが振込不能		未 支 給		_____

◎失権月分以降の年金で、入金済みとなった場合は過払いとなります。

過払いの場合は、死亡届の届出者あてに過払いの返納通知書と返納金納入請求書を送付します。

◎ 年金の支給期日

①定期支払(年4回) : 前の月3ヶ月分を支払い

2月10日 → 11、12、1月分

5月10日 → 2、3、4月分

8月10日 → 5、6、7月分

11月10日 → 8、9、10月分

※1 10日が休日の場合は前営業日に支払います。

※2 新制度は、年金額が12万円未満の者は年一回(11月10日)にまとめて支払います。

②随時支払 : 毎月10日に支払い

未支給年金や一時金がある場合

直前の定期支払までに支払われる年金がある場合等

※1 10日が休日の場合は前営業日に支払います。

◎ 支払記録を見る場合の注意点

〈振込状況欄になにも表示がされていない場合〉
基本的には入金済

しかし！



〈振込をした月内すぐの場合〉
データが反映されていないことがあります。

※定期支払の場合：振込状況確認ができるのは基本的には定期支払月(2、5、8、11月)の末日頃となります

つまり！



〈振込月内すぐ〉に口座に入金されたかを確認する場合〉

①通帳を記帳する

or

②請求者が金融機関に確認する 必要があります。

農業者年金記録管理システムの「支払記録」画面

メイン

遷移

サブ

照会

加入者・受給権者情報照会

被保険者証記号番号

年金証書番号

整理番号(個人番号)

氏名(フリガナ)

生年月日

農委情報

氏名

性別

男

JA情報

郵便番号

住所

電話番号

現在の状態

死亡

死亡年月日

H27.04.23

国民年金不整合表示

メモ

有

受給権者(旧)

支払記録

被保険者(旧)

履歴照会

(注意)支払が表示されていても口座不一致等により、入金が完了していない場合があります。

経営移譲

後継者

特例老齢

無

旧老齢

有

新老齢

-

特例付加

-

	支払日	支払期間	税額	支払額	支払機関	振込状況
経営移譲	H28.04.08	H27.02-H27.04	¥0	¥11,825	キーンキーンコウ シドデテ	振込不能(未支給)
特例老齢						
旧法老齢	H28.04.08	H27.02-H27.04	¥0	¥39,200	キーンキーンコウ シドデテ	振込不能(未支給)
新法老齢						
特例付加						

	支払日	支払期間	税額	支払額	支払機関	振込状況
経営移譲	H27.05.08	H27.02-H27.04	¥0	¥11,825	キーンキーンコウ シドデテ	振込不能
特例老齢						
旧法老齢	H27.05.08	H27.02-H27.04	¥0	¥39,200	キーンキーンコウ シドデテ	振込不能
新法老齢						
特例付加						

メニュー

一覧

メモ

届出書作成

処理状況

額試算(新)

額試算(旧)

印刷

年金は、
振り込まれて
いません！

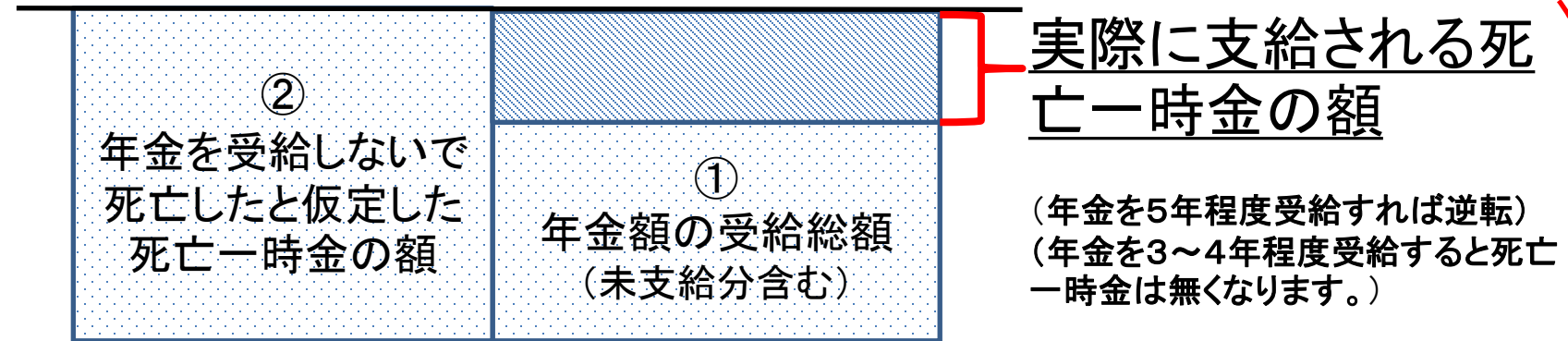
振込状況欄に「振込不能」、「振込不能(未支給)」と表示されている場合
年金は振り込まれていません。

◎旧制度受給者の死亡一時金（納付36月以上）

① 年金受給総額（未支給分含む）

② 年金を受給しないで死亡したと仮定した場合の死亡一時金の額

②の額が①の額に満たない場合、その差額を支給する



〈死亡一時金のMAX額〉

加入期間（MAX） 昭和46年1月から平成13年12月

納付済期間（完納） 昭和46年1月から平成13年12月

372月

死亡一時金の額 = 1, 469, 200 円

◎ 新制度受給者の死亡一時金

○ 死亡一時金の支給要件は、

保険料を1月でも払っていれば支給

死亡月の翌月から80歳到達月までに支給されるであろう、各年ごとの 農業者老齢年金(仮計算したもの)から、運用する予定で計算した予定利率を割り引いた額の合計が支払われます。

※農業者老齢年金(仮計算したもの)×80歳到達月までではありません。

◎ 死亡一時金有無の確認方法(旧制度・新制度共通)

農業者年金記録管理システムの個人ページの右下に表示されている「額試算」にて試算可能です。

メイン

サブ

遷移

照会

加入者・受給権者情報照会

ログアウト

被保険者証記号番号

氏名(フガナ)

氏名

郵便番号

電話番号

現在の状態

年金証書番号

生年月日

性別

住所

死亡年月日

整理番号(個人番号)

農委情報

JA情報

死亡年月日

国民年金不整合表示

メモ

有

受給権者(旧)

支払記録

被保険者(旧)

履歴照会

(注意)支払が表示されていても口座不一致等により、入金が完了していない場合があります。

経営移譲

後継者

特例老齢

無

旧老齢

有

新老齢

-

特例付加

-

	支払日	支払期間	税額	支払額	支払機関	振込状況
経営移譲	H28.04.08	H27.02-H27.04	¥0	¥11,825	キヤンキョウ 株式会社	振込不能(未支給)
特例老齢						
旧法老齢	H28.04.08	H27.02-H27.04	¥0	¥39,200	キヤンキョウ 株式会社	振込不能(未支給)
新法老齢						
特例付加						

	支払日	支払期間	税額	支払額	支払機関	振込状況
経営移譲	H27.05.08	H27.02-H27.04	¥0	¥11,825	キヤンキョウ 株式会社	振込不能
特例老齢						
旧法老齢	H27.05.08	H27.02-H27.04	¥0	¥39,200	キヤンキョウ 株式会社	振込不能
新法老齢						
特例付加						

メニュー

一覧

メモ

届出書作成

処理状況

額試算(新)

額試算(旧)

印刷

◎ 未支給年金、死亡一時金の支給要件

以下の要件に該当する遺族がいるときは、当該遺族の請求により支給されます。

1. 死亡者の死亡当時、請求者が当該者と同一生計であること。

2. 請求できる遺族の範囲

(請求順位は記載順、死亡一時金の請求は、6. 兄弟姉妹まで)

1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母
6. 兄弟姉妹 7. 第3親等内※ であること。

※第3親等内とは、

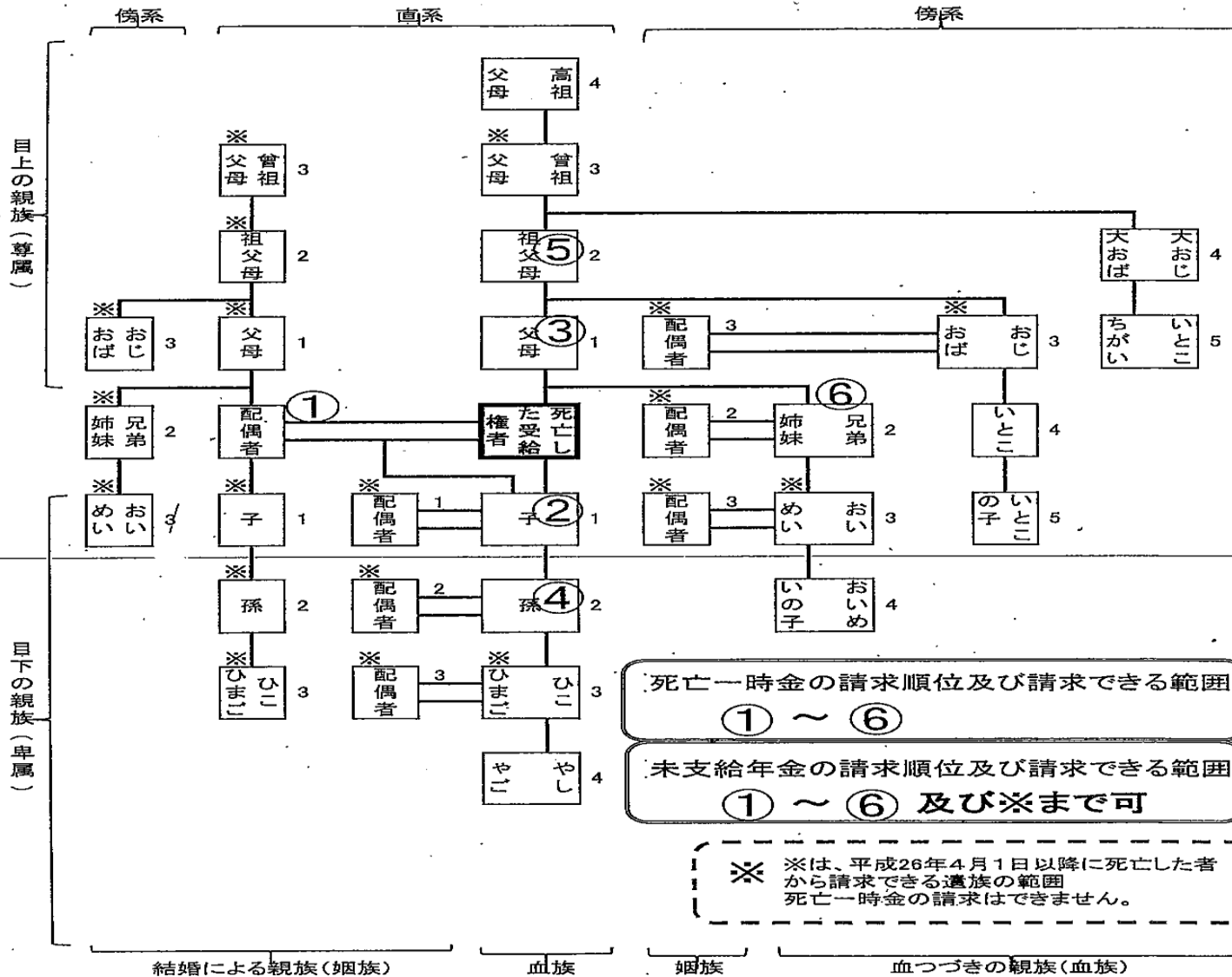
子の配偶者、孫の配偶者、曾孫、叔父叔母、甥姪、及びその配偶者



【参考】

死亡一時金及び未支給年金の請求順位及び請求できる範囲

※お亡くなりになられた方にお支払いをすべき年金があるとき、その人と生計を同じくしていた遺族の方が請求を行うことができます



◎ 未支給年金、死亡一時金の支給要件(詳細)

1. 死亡者の死亡当時、請求者が当該者と同一生計であること。

(注意事項)

死亡一時金及び未支給年金の請求ができる方は、死亡した者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた方で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(未支給年金の請求の場合は、平成26年4月1日以降に死亡した者から、請求できる遺族の範囲が三親等内の親族までとなります)の順で請求できます。先順位者がいる場合は、後順位者は請求できません。

また、未支給年金及び死亡一時金を請求する場合は下記の同一生計証明及び添付書類等が必要となりますので、必要な証明を受け、書類を添付してください。

なお、未支給年金や死亡一時金がある場合であっても、返納していただく過払い金がある場合には、当該年金や死亡一時金は返納に充当させていただきますのでご了承ください。

この届出書に添えなければならない書類

1 表面(1)で被保険者を○で囲んだ場合は、死亡した者の「農業者年金被保険者証」(現に保有している場合に限る)

2 表面(1)で受給権者を○で囲んだ場合は、「農業者年金証書」(紛失したときは「農業者年金証書紛失届」(給付-4))

3 死亡した者の死亡日を明らかにすることができる戸籍の謄本、住民票の写し又は死亡日に関する市区町村長の証明書等

4 表面(2)で未支給又は一時金を○で囲んだ場合は、

1) 死亡者と請求者との続柄を確認できる戸籍の謄本等

2) 下記の「同一生計証明」欄の証明が受けられない場合は、受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことが明らかにできる書類(住民票の写し等)

同 一 生 計 証 明

請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

令和 年 月 日

住 所

電話番号

証明者

職 名

氏 名

(注) 証明は、民生委員、町内会長及び農業協同組合代表理事などの第三者から受けてください。

〈同一生計の証明方法〉 ①か②のいずれか

①請求者と受給者(被保険者)が同一住所と確認できる住民票(請求者と受給者(被保険者)両方の分)

②同一生計証明欄の記載(下記参照)

〈同一生計証明欄証明方法〉

第三者の役職ある方

(農業委員会の会長、JAの支店長や代表理事、民生委員などに証明していただき、役職、氏名等フルネームで記入してください。

※証明印の押印は不要ですが、改ざん防止等の抑止力のため、事業者等の連絡先(電話番号)を記入してください。

【農業者年金基金ホームページの手続き・届出の該当様式参照】

2. 請求できる遺族の範囲(死亡一時金の請求は、6. 兄弟姉妹まで)

1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹
7. 第3親等内 であること。



請求順位が高い者から請求する権利があります

しかし

〈後順位者が請求できるケース〉

①先順位者が死亡している場合

→必要書類: 先順位者の死亡が確認できる書類もしくは非同一生計証明

② 先順位者が同一生計ではなく、後順位者が同一生計の場合

→必要書類: 非同一生計証明



未支給年金や一時金は
相続財産ではありません

上記のケース以外では、次順位の方から請求できません。

◎ 非同一生計証明とは

非同一生計証明

請求者名を記入



請求者より請求順位が先にある者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていなかったことを証明する。

令和 年 月 日

証明者 住 所

電話番号

職 名

氏 名



第三者の役職ある方や民生委員などに証明してもらう。
証明印の押印は必要ありませんが、改ざん防止等の抑止力のため、連絡先(電話番号)を記入してください。

(注) 証明は、民生委員、町内会長及び農業協同組合組合長などの第三者から受けてください。

先順位者が
同一生計でなかったことを
証明する書類

〔間違いやすいポイント〕

同一生計証明と非同一生計証明は
名前は似ていますが別のものです。

《同一生計証明》



受給者



請求者

《非同一生計証明》



受給者



請求者より請求順位が先の者



請求者

書式は基金のホームページの
検索画面で『非同一生計』
と入力すればPDFファイルが出てきます。

農業者年金死亡関係届出書

裏面の注意事項をよく読み、太枠内を漏れのないように記入してください。(3)欄と(4)欄は該当する欄を必ず記入してください。
 また、裏面に記載している添付書類が必要ですので添付してください。

(1) 該当する箇所を○で囲んでください。			(2) 該当する箇所を○で囲んでください。		
死亡した者	被保険者	受給権者	死亡に関する届出	死亡	未支給
					一時金

(3) 農業者年金 被保険者の記号番号	記号	番号	番号
(4) 農業者年金 年金証書の記号番号	記号	番号	番号
(5) (フリガナ) 死亡した者の氏名			
(6) 死亡した者の生年月日	大正 1 年 月 日 昭和 2 年 月 日 平成 3 年 月 日	(7) 死亡した者の性別 男性 1 女性 2	
(8) 請求年月日 (JA受付年月日)	令和 4 年 月 日	(9) 死亡した年月日	平成 3 年 月 日 令和 4 年 月 日
(10) (フリガナ) 届出者又は請求者氏名	同一生計確認 1 同一生計 0 非同一生計		
(11) 死亡した者との続柄	1 配偶者 2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 兄弟姉妹 7 三親等内 0 その他	(2) 欄で未支給・一時金を○で囲んだ場合は、 裏面に記載された請求範囲と順位を確認してください。	
(12) (フリガナ) 届出者又は 請求者住所	*住所地の市町村コード		

農業者年金被保険者死亡届出書及び農業者年金受給権者死亡届出書のみの場合は必要ありません。

(13) 未支給年金 死亡一時金 振込希望する 金融機関	☐ ① 公金受取口座を利用する ☐ ② 振込口座を指定する	振込口座を指定する場合は、以下の口座番号及び金融機関名を記入してください。 公金受取口座番号 振込口座番号 金融機関名
---------------------------------------	--	--

(14) 口座番号
(どちらかに記入してください)

(15) 金融機関
(どちらかに記入してください)

(16) 金融機関担当者
(どちらかに記入してください)

※JA記入欄	※農業者年金委員会・確認欄	※基金記入欄
(17) 農業者年金基金 農業者年金基金 振込コード 振込コード 振込コード 振込コード TEL ※受付印	農業者年金基金の住所 振込コード 振込コード TEL ※受付印	基金 振込コード 振込コード TEL ※受付印

3.振込に公金受取口座を利用する場合は①、利用しない場合は②にチェックが記入されていることを確認し、①の場合、JA担当者は請求者に対して、個人番号登録書、本人確認書類(写)添付台紙及び本様式の写しを交付するとともに、公金受取口座の利用に関する手続について説明し、『※JA記入欄』右上の口にチェックを入れてください。

※様式第K31号の1と様式第K31号の2は、(7)「死亡した者の性別欄」の記載方法のみ異なります。

K31号の1→男女の選択必須 K31号の2→自由記載

【農業者年金基金ホームページの手続き・届出の該当様式参照】

(様式第K31号の1)		新制度(R05)
郵便コード		
9450	01	

農業者年金死亡関係届出書

裏面の注意事項をよく読み、太枠内を漏れのないように記入してください。(3)欄と(4)欄は該当する欄を必ず記入してください。また、裏面に記載している添付書類が必要ですので添付してください。

(1) 該当する箇所を○で囲んでください。		(2) 該当する箇所を○で囲んでください。	
死亡した者	・被保険者	・受給権者	
死亡に関する届出		・死亡	・未支給
		・一時金	

(3) 農業者年金被保険者証の記号番号	記 号	番 号
(4) 農業者年金証書記号番号	記 号	番 号
(5) (フリガナ) 死亡した者の氏名		
(6) 死亡した者の生年月日	元号 年 月 日	死亡した者の性別 (男) 1 (女) 2
(8) 請求年月日 (JA受付年月日)	元号 年 月 日	死亡した年月日 平成 年 月 日
(10) (フリガナ) 届出者又は請求者氏名	同一生計確認 1 同一生計 0 非同住	
(11) 死亡した者との続柄	(2) 欄で未支給・一時金を請求する場合は、裏面に記載された事項を確認してください。	
(12) (フリガナ) 届出者又は請求者住所		

農業者年金未支給年金・死亡一時金を請求する場合は、下記(13)欄を記入し、金融機関から(14)欄のいずれかにチェックを受けてください。

① 公金受取口座を利用する ☐ 公金受取口座を利用する場合は、「本人番号登録書」、「本人確認書類(写) 貼付台紙」及びこの届出書の写しを公金に郵送してください。

② 振込口座を指定する ☐ 振込口座を指定する場合は、以下の口座番号及び金融機関名を記入してください。

金融機関名	口座番号	(14) 口座番号等確認欄 (どちらかにチェックを受けてください)
JA・銀行等		ご自身が通帳等の写しを添付しました ☐
・農協・銀行・信託	・未済・支所・出張所	金融機関担当者において確認しました ☐

4.②の場合は、振込の『金融機関共同コード』と『口座番号』、『金融機関名』が正確に記入されているか確認して下さい。振込先が他金融機関の場合は、通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義(フリガナ)が記載されているページ)を添付して、(14)「口座番号等確認欄」のいずれかにチェックを記入して下さい。

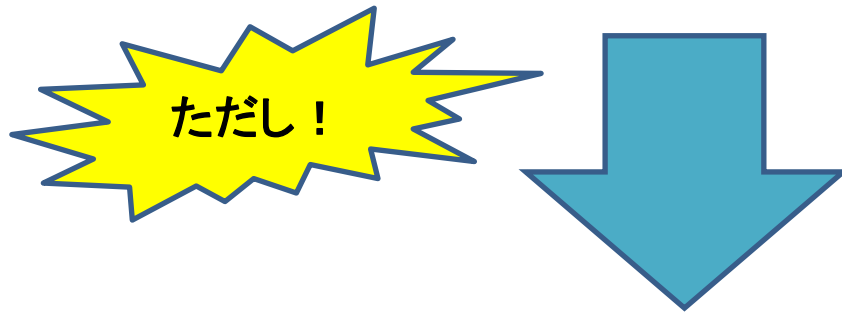
【農業者年金基金ホームページの手続き・届出の該当様式参照】

※様式第K31号の1と様式第K31号の2は、(7)「死亡した者の性別欄」の記載方法のみ異なります。

K31号の1→男女の選択必須 K31号の2→自由記載

◎ 添付書類：戸籍謄抄本及び住民票の写しの原本証明に関して
(国の取扱いに準拠)

〈届出者等に戸籍・住民票の写しの原本返還を求められた場合〉
原本の写しに原本証明をすれば使用可能



年金請求等に用いることを目的として、条例等に基づき、市区町村役場が交付手数料を免除又は減免した上で交付された戸籍等は、
原本返還対象外

(例：当該戸籍等に「年金手続用」、「公用」等の記載があるもの)

原本が必要

◎ JAでの原本証明の例

≪例1-1≫ 届出者が原本証明して、JA職員が原本確認した場合

この写しは、戸籍謄本(=添付書類名称)の原本と相違ありません。

令和○年○月○日 基金太郎(=届出者氏名)

この写しは、提示された原本と相違ないことを確認しました。

令和○年○月○日 ○○農業協同組合○○支店○○課 農年花子(=職員氏名)

≪例1-2≫ 届出者の代理人が原本証明して、JA職員が原本確認した場合

この写しは、住民票除票(=添付書類名称)の原本と相違ありません。

令和○年○月○日 虎ノ門祐子(=代理人氏名)

この写しは、提示された原本と相違ないことを確認しました。

令和○年○月○日 ○○農業協同組合○○課 新橋次郎(=職員氏名)

≪例1-3≫ JAにて原本証明した場合

① 支店の例

この写しは、提出された原本と相違ありません。

令和○年○月○日 ○○農業協同組合○○支店長

② 本店の例

この写しは、提出された原本と相違ありません。

令和○年○月○日 ○○農業協同組合代表理事組合長

◎ 農業委員会での原本証明の例

《例2-1》 届出者が原本証明して、農業委員会職員が原本確認した場合

この写しは、改製原戸籍(=添付書類名称)の原本と相違ありません。

令和○年○月○日 日比谷三郎(=届出者氏名)

この写しは、提示された原本と相違ないことを確認しました。

令和○年○月○日 ○○農業委員会 霞が関京子(=職員氏名)

《例2-2》 届出者の代理人が原本証明して、農業委員会職員が原本確認した場合

この写しは、除籍謄本(=添付書類名称)の原本と相違ありません。

令和○年○月○日 銀座康子(=代理人氏名)

この写しは、提示された原本と相違ないことを確認しました。

令和○年○月○日 ○○農業委員会 京橋四郎(=職員氏名)

《例2-3》 農業委員会にて原本証明した場合

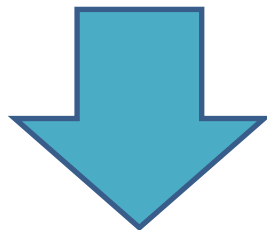
この写しは、提出された原本と相違ありません。

令和○年○月○日 ○○農業委員会会長

◎ 法定相続情報証明制度について

令和2年10月26日以降に法務局から交付された
法定相続情報一覧図の写し

(＊発行されたときから写しという名称です)



コピーは
使用不可※

身分関係を明らかにする書類として使用可能

注意！

死亡した被保険者等の
死亡の事実の
確認のための資料としては利用できません

◎死亡関係届出書提出時のチェックポイント



1. 死亡日が確認できる書類が添付されているか。

(死亡のみ届出の場合、未支給年金・死亡一時金請求の場合)

→ 受給者の①戸籍謄本・戸籍抄本、②住民票(除票)の写し、③死亡診断書のコピーのうち、いずれかの書類を添付。

2. 請求者との続柄が確認できる書類が添付されているか。

(未支給年金・死亡一時金請求の場合)

→ 受給者の死亡時点での続柄を確認できる戸籍等を添付。

3. 先順位者の死亡等が確認できる書類が添付されているか。

(未支給年金・死亡一時金請求の場合)

→ 戸籍(除籍)謄本等または「非同一生計証明」(17ページ参照)を添付。

4. 同一生計であることの証明もしくは書類が添付されているか。

(未支給年金・死亡一時金請求の場合)

→ 請求者と受給者(被保険者)が同一住所と確認できる住民票(請求者と受給者(被保険者)両方の分)の添付もしくは同一生計証明の添付。

支払保留(給付-23)について

◎ 年金給付の支払保留の活用に関して

受給者が亡くなった場合



支払保留(給付-23)

メリット

年金の過払いを防ぐことができる。

〈注意点〉

- ① 定期支払(2月、5月、8月、11月)の年金を保留するための締切日は毎回変わりますが、基本的には定期支払月の前月(1月、4月、7月、10月)15日前後です。
- ② 支払保留はあくまで支払いを仮に止める為のもので、速やかに『農業者年金死亡関係届出書(様式第K31号の1または様式第K31号の2)』を提出して下さい。

独立行政法人 農業者年金基金
業務部 給付課長 殿

令和 年 月 日

処理コード
9 4 3 0 0 1

年金給付の支払保留について

①

農業委員会
農業協同組合
担当者名 _____

TEL - -

下記の年金受給権者にかかる年金給付の支払を一時保留させていただきます。
必要な届出書等は後日送付します。

記

種別	年金証書記号番号	生年月日	氏名	保留原因 (原因発生年月日を書く)
51 経費移譲 1		大正 1		1.死亡(年 月 日)
52 旧老齢 2				2.支給停止
53 特別老齢 3		昭和 2		3.一時保留
71 新老齢 4		平成 3		9.その他 理由: []
72 特別付加 5				
51 経費移譲 1		大正 1		1.死亡(年 月 日)
52 旧老齢 2				2.支給停止
53 特別老齢 3		昭和 2		3.一時保留
71 新老齢 4		平成 3		9.その他 理由: []
72 特別付加 5				
51 経費移譲 1		大正 1		1.死亡(年 月 日)
52 旧老齢 2				2.支給停止
53 特別老齢 3		昭和 2		3.一時保留
71 新老齢 4		平成 3		9.その他 理由: []
72 特別付加 5				
51 経費移譲 1		大正 1		1.死亡(年 月 日)
52 旧老齢 2				2.支給停止
53 特別老齢 3		昭和 2		3.一時保留
71 新老齢 4		平成 3		9.その他 理由: []
72 特別付加 5				

<記入例> 旧老齢年金(2234507-12345) 受給者が死亡した場合
新老齢年金(4234507-12345)

該当する年金種別の番号に○

該当する年号に○
生年月日が1桁の場合は前に0を記入

保留原因に○
死亡日、支給停止の概要等を記載

種別	年金証書記号番号	生年月日	氏名	保留原因 (原因発生年月日を書く)
51 経費移譲 1		大正 1		①.死亡(100年XX年XX日)
52 旧老齢 ②	2 3 4 5 0 7 1 2 3 4 5	昭和 ② 1 9 0 2 2 0	年金 太郎	2.支給停止
53 特別老齢 3				3.一時保留
71 新老齢 ④		平成 3		9.その他 理由: []
72 特別付加 5				

年金証書記号番号(12桁)の11桁目は年金種別の番号です。

該当する番号に○をし、年金種別番号以下の11桁を記入してください。

①日付、所属、担当者名、TELを記載してください。

②亡受給権者様の年金証書の記号番号、生年月日、氏名、保留原因(1. 死亡に○、死亡年月日)を記載してください。

③メール、FAX、郵送いずれかの方法で基金に提出してください。

メール: nenkin-horyu@nounen.go.jp

FAX:03-3355-0851

農業者年金住所 氏名 性別変更・訂正届出書 整理番号訂正届出書(様式第20号)について

◎氏名や住所の変更手続きについて

〈提出様式〉

農業者年金住所 氏名 性別変更・訂正届出書
整理番号訂正届出書
(様式第20号)

〈添付書類〉

原則不要

* 成年後見人や保佐人等の住所にする場合は、登記事項証明書の写し又は審判書の謄本＋確定証明書の確認書類が必要。

〈提出先〉

JA(住所変更の場合は、**転入先**の最寄りのJA)

〈注意点〉

新制度、旧制度など両方加入している場合や、複数の年金を受給している場合も、この様式1通で氏名や住所の変更手続き可能。

様式20号

(様式第20号)
 記録コード
 9440 03

農業者年金

☐ 住 所
☐ 氏 名 変更・訂正届出書
☐ 性 別
☐ 整 理 番 号 訂正届出書

提出年月日
 令和 年 月 日

私は以下により氏名、住所又は性別の変更・訂正を届出ます。

(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	(記 号)	(番 号)												
(2) 農業者年金証書の記号番号	(記 号)	(番 号)												
(3) (フリガナ) 被保険者(受給権者)の氏名 (又は変更・訂正後の氏名)														
(4) 生 年 月 日	元号 年 月 日 (5) 大正 1 昭和 2 平成 3	性 別 男 1 女 2												
(6) 変更・訂正後の住所	★住所地の市区町村コード (フリガナ) 郵便番号													
(7) ※訂正後の整理番号	<table border="1"> <tr> <td>振替 口座 番号</td> <td>種別</td> <td>都道府県</td> <td>団体コード</td> <td>支所コード</td> <td>個人番号</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		振替 口座 番号	種別	都道府県	団体コード	支所コード	個人番号	1					
振替 口座 番号	種別	都道府県	団体コード	支所コード	個人番号									
1														

記録コード 9440 03 ★変更後の市区町村コード (注) 市区町村を越えて住所を変更した場合は、新しい市区町村コードを記入してください。

記入方法 以下をよくお読みになり、黒のボールペンで楷書で記入してください。

提出年月日は、この届出を「A」に提出した年月日を記入してください。

該当する届出事項 ☐ に○印を付してください。

(1) 欄は、農業者年金被保険者証に記載されている「記号番号」を記入してください。

(2) 欄は、農業者年金証書に記載されている「記号番号」を記入してください。

(3) 欄は、届出者の氏名を記入してください。
 「氏名」の変更・訂正がある場合に限り、(フリガナ)欄にカタカナで氏名のフリガナを記入してください。
 (注) 「氏名変更・訂正」以外の場合は、(フリガナ)欄を記入しないでください。

(4) 欄は、届出者の生年月日を記入してください。年月日が1桁の場合は、前に0を補い、

元号	年	月	日
昭和 (5)	6	0	0
	1	5	0
			3

 のように記入してください。

(5) 欄は、性別の変更・訂正がある場合に限り、変更・訂正後の性別を男性の場合は「1」を、女性の場合は「2」を○で囲んでください。

(6) 欄は、住所の変更・訂正がある場合に限り、変更・訂正後の住所を記入してください。(都道府県名から記入してください。)

×印欄、★印欄及び※印欄は、記入しないでください。[×印欄は基金、★印欄は農業委員会及び※印欄は「A」が記入します。]

※「A」記入欄 農林業団体統一コード <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>都道府県</td> <td>団体コード</td> <td>支所コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※受付印 TEL — —	種別	都道府県	団体コード	支所コード					★農業委員会記入・確認欄 住民票及び戸籍簿(抄) 本等 ☐ 上記の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。 令和 年 月 日 ★受付印 TEL — —	×基金記入欄 ×受付印
種別	都道府県	団体コード	支所コード							

確認したら ☐ にレを付けてください。

【農業者年金基金ホームページの手続き・届出の該当様式参照】

農業者年金受給権者金融機関 (口座番号)変更届(様式第61号) について

◎年金給付の払渡しの方法等の変更手続きについて

〈提出様式〉

農業者年金受給権者金融機関(口座番号)変更届 (様式第61号)

〈添付書類〉

原則不要

* JA等で口座番号等の確認が困難な場合は、通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義(フリガナ)が記載されているページ)が必要。

〈提出先〉

JA

〈注意点〉

- ・新制度、旧制度など複数の年金を受給している場合も、この様式1通で口座変更の手続き可能。
- ・口座名義を変更する場合は、「農業者年金住所氏名性別変更・訂正届出書、整理番号訂正届出書(様式第20号)」が必要。
- ・公金受取口座を利用する場合は、18頁3. と同様の取り扱い。

様式61号

新制度・旧制度共通(R05)

(様式第61号)

農 業 者 年 金 受 給 権 者
金 融 機 関 (□ 座 番 号) 変 更 届

振替コード
9442 01

(1) 経営移譲年金の年金証書の記号番号	1													※変更を希望する年金種別番号を○で囲んでください。		
52 農業者老齢年金の年金証書の記号番号	2															
53 特別農業者老齢年金の年金証書の記号番号	3															
71 新農業者老齢年金の年金証書の記号番号	4															
72 特別付加年金の年金証書の記号番号	5															
(2) (フリガナ) 氏名	(氏) _____ (名) _____				(3) 生年月日				大正 1 ____ 年 ____ 月 ____ 日 昭和 2 ____ 平成 3 ____							
(4) (フリガナ) 届出者の住所	〒 _____ 都 道 府 県 _____															
(5) 対象記号番号	1. 記入した年金証書の番号の年金のみ変更する。 2. 記入していない年金証書の番号の年金も含めてすべて変更する。															
(6) 変更後に振込を希望する金融機関	① 公金受取口座を利用する ☐				公金受取口座を利用する場合は、「個人番号登録書」、「本人確認書類(写)貼付台紙」及び「この届出書の写し」を基金に郵送してください。											
	② 公金受取口座の利用を中止する ☐ 振込口座を変更する				以下に変更後の口座番号及び金融機関名を記入してください。											
	J 振 行 A 振 行 (フリガナ)				金融機関別コード				口座番号				(7) 口座番号等確認欄 (ご自身にご確認ください)			
					1 _____				_____				ご自身が通帳等の写しを添付しました ☐			
				・農協・銀行・信連通 ・信金・信組・労金				・本所・支所・出張所 ・本店・支店・店				金融機関担当者に おいて確認しました ☐				
(8) 提出年月日 (JA受付年月日)	令和 4 ____ 年 ____ 月 ____ 日															

(注意)

- この用紙は原則の記入方法をよく読んで、黒のボールペンで記入してください。
- (8)欄において必ず選択した方は「口座番号」、「JA・銀行等の名称」と並び「本・支店(所)名」を記入してください。また、その振替行為として、金融機関から(7)欄の「ご自身が通帳等の写しを添付しました」(指定口座の通帳の写し(口座番号等が記載されている箇所)を添付してください。)又は「金融機関側担当者において確認しました」のいずれかにチェックを受けてください。
- 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の口座番号(8桁の数字)」を記入し、口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してください。
- 年金証書記号番号(12桁)の1桁目は年金種類の番号です。該当する番号に○をし、年金種類番号以下の11桁を記入してください。

※ J A 記入欄	(6)欄において、「公金受取口座を利用する」が選択されている場合は、手続等の説明を行った ☐												※ 受付印
	農林漁業団体統一コード												
	種別	都道府県	団体コード	支部コード									
TEL - -													

× 基金記入欄	×	受付印
---------	---	-----

本日必ず覚えていただきたいこと

◎本日必ず覚えていただきたいこと

1. 受給者が亡くなった情報をつかんだら、**支払保留**。
2. 未支給年金や一時金の受給には**同一生計**であることが必要。
3. 同一生計証明と非同一生計証明は対となる書類ではなく、**効力が全く異なる**書類。
4. 住所変更届の提出先は、**転入先の最寄りのJA**。

【重要】

- ・ 死亡関係届出書の事務処理については、以下の①②のマニュアルを参照ください。
 - ① 「農業者年金業務の手引き」
 - ② 「農業者年金死亡関係届出書の事務手続きに関するQ&A」
- ・ 上記の①②は、農業者年金基金ウェブサイトの以下のページに掲載済です。

「業務受託機関のかた」→「業務受託機関担当者専用コーナー」→「業務マニュアル」

皆様へのお願い

◎死亡関係届出書受付時のお願い

1. 記入漏れをなくす

- ・「届出者又は請求者住所」のフリガナ
- ・「未支給年金・死亡一時金の振込を希望する金融機関」のフリガナ など

2. 読める文字で書いてもらってください

- ・読めない場合は、職員が余白へ清書をお願いします

3. コピーはきちんと

- ・記載内容が全体が明瞭に写るようにコピーをお願いします

4. 原本と控えを取り違えないでください

- ・受付印の色をカラーにする
- ・原本のほうに蛍光マーカーで線を引いて着色する 等

5. わからないことは基金に電話

- ・Q&Aや手引きをご一読いただいた上で、ご不明な点があればご連絡ください
- ・かけ間違いの無いようにお願いします

6. 迅速な手続き

- ・毎年度複数件の事務処理遅延案件が発生し、その多くが死亡関係届出書
- ・不備返戻分を含め、受付した書類は速やかに処理をお願いします

◎業務部連絡先一覧

問合せ先(電話番号)	主な事項	主な様式
○ 被保険者に関すること ○ 保険料に関すること 03-5919-0335 【担当】 適用・収納課	・被保険者の資格(加入・変更・喪失) ・被保険者の住所・氏名の変更 ・被保険者証の(再)交付 ・保険料の収納・還付 ・保険料の額・納付方法の変更 ・保険料の振替口座の変更	1号、2号、3号、5号、 7号、8号、10号、20号、 21号、110号、111号、 112号、120号、農業者 年金保険料還付請求書
年金の裁定に関すること 03-5919-0337 【担当】 給付課裁定班	・老齢年金(新制度)の裁定 ・特例付加年金の裁定 ・老齢年金(旧制度)の裁定 ・経営移譲年金の裁定 ・農業を営む者でなくなったことの届	K1号 K21号 53-2号 50-2号 K11号
○ 年金受給権者の土地の処分に関すること ○ 現況届に関すること 03-5919-0337 【担当】 給付課年金調整班	・年金受給権者の土地の処分 ・年金の支給停止・停止事由消滅 ・現況届 ・年金の支払差止	67号、69号、78号、90 号、91号、92号、93号、 K65号、K66号、K67 号、56号、57号、58号、 80号、K51号、K52号、 現況届
○ 死亡(未支給年金・死亡一時金)に関すること ○ 年金受給権者の諸変更に関すること 03-5919-0336 【担当】 給付課管理班	・死亡の手続(未支給年金・死亡一時金の請求) ・年金の支払保留 ・年金受給権者の住所・氏名の変更 ・年金の受取口座の変更 ・年金証書の再交付 ・源泉徴収票の発行 ・年金の振込不能・過払	K31号の1、K31号の2、 K31号 給付-23 20号 61号 63号
債権の管理回収に関すること 03-5919-0336 【担当】 給付課債権管理班	・返納金債権の収納・催告 ・返納金債権の分割返納	返納金納入請求書 分割返納申出書
農業者年金記録管理システムに関すること 03-5919-0338 【担当】 情報管理課	・システムでの届出書等の作成方法 ・システムの利用・操作方法 ・システムの利用手続	(第2号)記録管理システム利 用者登録申請書、(第5号)電 子証明書再交付申請書